

クーリングオフについて 下記の内容をよくお読みください

●クーリングオフによる契約の解除

1. お買い求めいただいた商品に関する契約は、契約書面を受領した日、または、商品を受領した日のいずれか遅い日から起算して20日を経過するまでは、書面により無条件でその契約を解除することができます(以下「クーリングオフ」という)。
2. クーリングオフに関して、不実のことを告げられて誤認し、または威迫されて困惑してクーリングオフをしなかった時は、改めてクーリングオフできる旨の書面を当社から交付し、説明を受けた日から起算して20日間を経過するまでは、クーリングオフができます。
3. クーリングオフをした場合、ご契約者(お申込者)は、損害賠償や違約金を支払う必要はなく、また商品の引き取りに要する費用は商品の購入先に応じて、当社または上位販売店が負担します。受領済の代金については、速やかに全額返金し、商品を使用し得られた利益に相当する金銭を要求することはありません。
4. クーリングオフの効力は、クーリングオフを行う旨の書面を発信した時から生じます。右図のようなハガキ等に必要事項をご記入の上、当社宛てに郵送してください(簡易書留扱いが確実です)。

裏

申込日 ○年○月○日
商品到着日 ○年○月○日
1.商品名 ○○○○○○
2.販売員名 ○○○○○○
3.返金先 ○○○銀行
○○○支店
座種類 座番号
(フリガナ)
座名義

上記日付の申込は撤回し、
契約は解除します。

表



郵便はがき
〒550-0013

大阪府大阪市西区新町1-3-16

株式会社YOSA

ご住所
(フリガナ)
お申込者名
お電話番号